

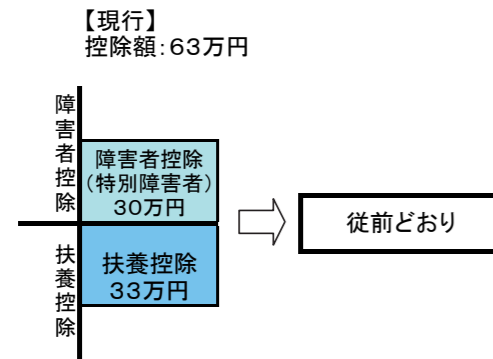
## 同居特別障害者加算の特例措置が改組されました

- 年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、居住者の控除対象配偶者または扶養親族が同居特別障害者である場合につき、同居特別障害者控除として1人につき53万円とする制度に改められました。(特別障害者である場合の障害者控除額30万円に23万円を追加した額)(表2参照)
- 給与や賞与に対する源泉徴収税額は、年少扶養親族が障害者(特別障害者を含みます。)または同居特別障害者に該当するときは、従前どおり計算します。

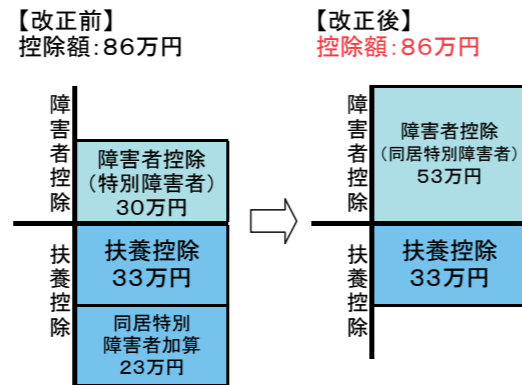
表2【障害者控除の概要】

### ○一般の控除対象扶養親族

1 特別障害者(同居特別障害者以外)の場合

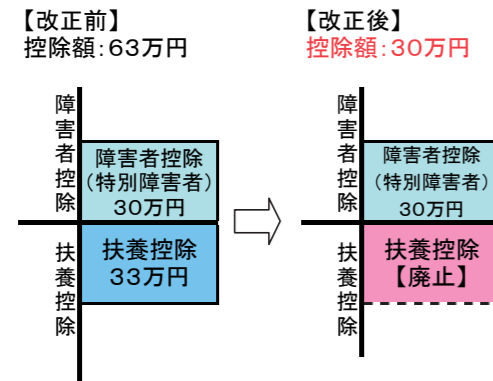


2 同居特別障害者の場合

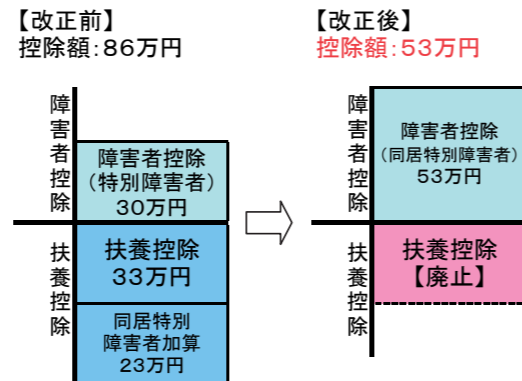


### ○年少扶養親族

1 特別障害者(同居特別障害者以外)の場合



2 同居特別障害者の場合



(注)「同居特別障害者」とは、控除対象配偶者または扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、居住者、居住者の配偶者または生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

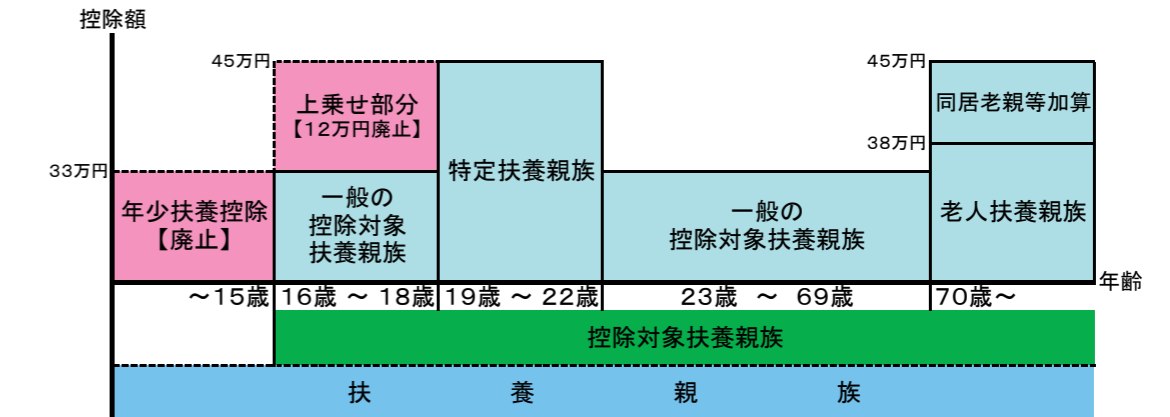
# 税制改正に伴い 住民税控除額等が変わります

※お問い合わせ先 住民税務課税務G Tel662-2112

## 扶養控除の見直しが行われました

- 年齢16歳未満の扶養親族(以下「年少扶養親族」といいます。)に対する扶養控除が廃止されました。これに伴い、対象が年齢16歳以上の扶養親族(以下「控除対象扶養親族」といいます。)とすることとされました。(表1参照)
- 年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ(12万円)が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は33万円とすることとされました。これに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されました。(表1参照)

表1【年齢別の扶養控除概要】



(注)「扶養親族」とは、居住者と生計を一にする次の人(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。

- 配偶者以外の親族(6親等以内の血族及び3親等以内の姻族)
- 児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子
- 老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人

## 税務署からのお知らせ

- 住宅や家財等に係る損失がある場合については、雑損控除が適用になります。また、1年で控除しきれない損失額があった場合は、繰越期間を3年から5年に適用期間が延長されました。
- 住宅借入金特別税額控除の適用住宅が大震災により、滅失などした場合であっても残存する期間を継続して控除を受けることが可能になりました。
- 災害関連寄付金に対する寄付金控除の寄付対象限度額が、総所得金額等の80%(現在40%)相当とされました。また、認定NPO法人(国税局長の確認を受けたもの「県内では:特定非営利活動法人 国際ボランティアセンター山形」に限ります。)及び社会福祉法人中央共同募金に対して支出した災害関連寄付金のうち被災者の支援活動に必要な資金に充てられるものについて、その寄付金額から2千円を超える場合には、寄付金控除(所得控除)と税額控除との選択により、その超える金額40%相当額(所得税25%相当額が限度)をその年分の所得税額から控除できることとなりました。
- 電子証明書等特別控除について、税額控除が期間延長になりました。(平成23年分は4千円、平成24年は3千円となります。)

※お問い合わせ・申告相談 山形税務署 ☎622-1611

## 別表【控除の種類】

区 分		控除額	所得税の場合	
(1) 基礎	控 除	33万円	38万円	
(2) 配偶者控除	一般の控除対象配偶者	33万円	38万円	
	老人控除対象配偶者(70歳~)	38万円	48万円	
(3) 扶養控除	一般の控除対象扶養親族(16歳~18歳・23歳~69歳)	33万円	38万円	
	特定扶養親族(19歳~22歳)	45万円	63万円	
	老人扶養親族	同居老親以外の者	38万円	48万円
		同居老親等	45万円	58万円
(4) 障害者控除	一般の障害者	26万円	27万円	
	特別障害者	30万円	40万円	
(5) 寡婦控除	同居特別障害者	53万円	75万円	
	一般の寡婦	26万円	27万円	
(6) 寡夫控除	特別の寡婦	30万円	35万円	
	特別の寡夫	26万円	27万円	
(7) 勤労学生控除	控 除	26万円	27万円	

(注) 部分が改正された項目です。  
障害者控除は扶養親族が年少扶養親族である場合においても適用されます。  
同居特別障害者加算の特例措置が改組されました。